



記者発表	
発表先	石川県政記者クラブ
扱い	配布を持って解禁

平成 24 年 8 月 22 日



過積載から道路を守るため 「違法トラックの合同取締り」を実施しました

過積載車両や大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止する事を目的に、金沢河川国道事務所、石川運輸支局、石川県警察による合同取締りを下記のとおり実施しました。

合同取締り実施内容
<p>取締日時：平成24年8月21日（火）14：00～16：00</p> <p>取締場所：国道8号 加賀市熊坂 加賀特殊車両指導取締基地</p> <p>取締り車両数：32台</p> <p style="padding-left: 20px;">うち、特殊車両通行許可一通行時間条件違反：2台</p> <p>【取締実施状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

問い合わせ先
<p>国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長 小嶋 幸男 Tel: 076-264-9917</p> <p>国土交通省 北陸地方整備局 石川運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 中村 充夫 Tel: 076-291-7857</p> <p>石川県警察本部 交通部 交通指導課次席 野田 孝 Tel: 076-225-0110 (代)</p>

過積載運転が及ぼす影響

道路を安全に利用するうえで、過積載運転が及ぼす様々な影響が懸念されます。

【重大事故への起因】

過積載走行時はブレーキ制動・停止距離が普通走行時と比べ著しく延長し、衝突事故やカーブで曲がり切れずに横転事故、また、積載貨物の落下事故等の重大事故への起因となることが懸念されます。

【道路・橋梁等への影響】

過積載による重量超過車両は、舗装のひび割れや橋梁損傷の原因となり、道路や橋の寿命を縮める事に繋がります。

上記以外にも様々な影響が懸念されますが、「過積載運転は違法行為であること」また、「道路はみんなの財産であること」を認識していただくよう呼び掛けます。

特殊車両は通行許可が必要です

大型トレーラ等の一般的な制限値をどれか一つでも越える車両は「特殊車両」として、道路の運行の際に特殊車両通行許可が必要となります。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないように通行する様々なルールが定められています。

車両の諸元		一般的制限値		
幅		2.5メートル		
長さ		12.0メートル		
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)		
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)		
	軸重	10.0トン		
	隣接軸重	隣り合う車両の輪距が1.8メートル未満	18.0トン※	
		隣り合う車両の輪距が1.8メートル以上	20.0トン	
輪荷重	5.0トン			
最小回転半径		12.0メートル		

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン